

令和7年度鞍手町議会第3回定例会会議録（第1号）						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会 日時及び宣告	開 会 開 議			議 長		
	令和7年6月4日 午前10時00分			的 野 信 之		
	閉 会 開 議			議 長		
	令和7年6月4日 午前10時23分			的 野 信 之		
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	許 斐 英 幸	出	11	栗 田 美 和	出
	2	田 中 二 三 輝	出	12	西 藤 典 子	出
	3	星 正 彦	出	13	篠 原 哲 哉	出
	4	宇 田 川 亮	出			
	5	野 口 美 恵 子	出			
	6	新 谷 留 晴	出			
	7	的 野 信 之	出			
	8	石 井 大 輔	出			
	9	許 斐 潤 一 郎	出			
	10	有 働 徳 仁	出			
出席 13人						
欠席 0人						
欠員 0人						
会議録署名議員	1	許 斐 英 幸		2	田 中 二 三 輝	

職務出席	議 会 事 務 局 長	武 谷 朋 視	出	議 会 事 務 局 次 長	寺 本 理 恵	出
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町 長	岡 崎 邦 博	出	副 町 長	折 尾 敬 敏	出
	教 育 長	外 園 哲 也	出	会 計 課 長	小 長 光 弘 平	出
	総 務 課 長	梶 栗 恭 輔	出	都 市 整 備 課 長	西 生 卓 矢	出
	福 祉 人 権 課 長	田 鶴 原 竜 二	出	ま ち づ く り 課 長	高 橋 奈 美 江	出
	税 務 保 険 課 長	石 田 克	出	産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	柴 田 隆 臣	出
	管 財 課 長	石 田 正 樹	出	上 下 水 道 課 長	神 谷 徹	出
	健 康 こ ど も 課 長	沼 野 葉 子	出	教 育 課 長	森 永 健 一	出
	住 民 環 境 課 長	大 村 俊 夫	出			
議 事 日 程		別 紙 の と お り				
付 議 事 件		別 紙 の と お り				
会 議 経 過		別 紙 の と お り				

令和7年 第3回 鞍手町議会定例会議事日程

6月4日 午前10時開議

第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第31号 専決処分の承認（情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例）
- 日程第4 議案第32号 専決処分の承認（刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例）
- 日程第5 議案第33号 専決処分の承認（鞍手町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第6 議案第34号 専決処分の承認（鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第7 議案第35号 鞍手町こども子育て基金条例
- 日程第8 議案第36号 鞍手町社会福祉法人に対する助成に関する条例
- 日程第9 議案第37号 鞍手町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第38号 鞍手町立学校設置条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第39号 鞍手町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第40号 令和7年度鞍手町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第41号 令和7年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第42号 令和7年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第43号 財産の取得
- 日程第16 議案第44号 財産の処分

令和 7 年 6 月 4 日 6 月定例会を開会した。

~~~~~○~~~~~

—— 開議 10時00分 ——

#### ○的野信之議長

ただいまから、令和 7 年第 3 回鞍手町議会定例会を開会します。町長より行政報告の申し出がありますので、これを許可します。町長。

#### ○岡崎邦博町長

議長より行政報告のお許しを頂きましたので、宮若市外二町じん芥処理施設組合におけるごみ処理施設整備に関する進捗状況について、ご報告申し上げます。

令和 7 年 4 月に国の循環型社会形成推進交付金の申請が承認され、交付金の内示をいただいております。今後は、本年 6 月を目途に、処理方式等を確定し「ごみ処理施設整備基本計画」の策定を進めてまいります。ごみ処理施設整備に関する調査特別委員会において、「施設の方向性が定まった段階で、各構成市町議会の議員全員を対象とした説明会を開くように」とのご意見がございましたので、開催に向けて検討してまいります。また、組合内においてハラスメントが疑われる事案が発生したことにより、3 月臨時会におきまして、ハラスメントに関する相談窓口及び第三者委員会設置の議決がなされたため、弁護士 2 名と人権擁護委員 1 名で構成する第三者委員会を設置し、調査を行うこととしております。今後の施設運営及び施設整備について、より円滑に進めていくよう尽力いたしますので、議員各位並びに住民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

#### ○的野信之議長

以上で行政報告を終わります。まず、町長より提出されております「専決処分の報告（損害賠償の決定及び当該決定に伴う和解）2 件」「令和 6 年度 鞍手町 一般会計繰越明許費 繰越計算書」

「第 6 次 鞍手町総合計画」「鞍手町立小学校 統合整備事業基本設計業務の完了について」、及び監査より提出されております「例月 現金出納検査報告書」を送信していますのでご確認下さい。これより日程に入ります。日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第二百五条の規定により、議長において 1 番議員 許斐 英幸 議員及び 2 番議員 田中 二三輝 議員を指名します。

次に、日程第二、会期の決定を議題とします。今期 定例会の会期は、本日から 6 月 17 日までの 14 日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から 6 月 17 日までの 14 日間に決定しました。

○的野信之議長 次に進みます。

日程第三、議案第31号から日程第六、議案第36号までの4件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

#### ○岡崎邦博町長

日程第3議案第31号から日程第6、議案第34号までの4件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第3議案第31号は、専決第9号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の承認であります。本議案は「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」が、令和6年6月7日に公布され、法律に関する条項ずれが生じたことに伴い、鞍手町議会の個人情報の保護に関する条例の他、2条例の一部を令和7年3月31日付で専決処分により所要の改正を行ったものについて町議会の承認を得るものであります。

次に、日程第4議案第32号は、専決第10号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の承認であります。本議案は、「刑法等の一部を改正する法律」が令和4年6月17日に公布され、令和7年6月1日から施行されることに伴い、自由刑のうち懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑に一本化されることとなったため、鞍手町議会の個人情報の保護に関する条例の他10条例の一部を令和7年4月1日付で専決処分により所要の改正を行ったものについて町議会の承認を得るものであります。

次に、日程第5議案第33号は、専決第7号鞍手町税条例の一部を改正する条例の承認であります。本議案は、令和8年度の個人住民税から、新たな所得控除として大学生年代を対象とした特定親族特別控除の創設等を内容とする「地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」及び「地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令等」が令和7年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、鞍手町税条例の一部を同年3月31日付けで専決処分により所要の改正を行ったものについて町議会の承認を得るものであります。

次に、日程第6議案第34号は、専決第8号鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認であります。本議案は、国民健康保険税の基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額の引上げ及び5割・2割の減額対象となる世帯の所得の基準となる金額の引き上げを内容とする、「地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令」が令和7年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、鞍手町国民健康保険税条例の一部を同年3月31日付けで専決処分により所要の改正を行ったものについて町議会の承認を得るものであります。以上が、日程第3議案第31号から日程第6議案第34号までの提案説明であります。ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

#### ○的野信之議長

本案に対する質疑は後日行います。日程第7、議案第35号から日程第11、議案第39号までの5件を一括して議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

## ○岡崎邦博町長

日程第7議案第35号から日程第11議案第39号までの5件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第7議案第35号は、鞍手町こども子育て基金条例であります。本議案は、こどもたちの健やかな成長を図り、子育てを地域において支えあい、安心して産み育てられる環境づくりを進めるため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、鞍手町こども子育て基金を設置するため条例を制定するものであります。

次に、日程第8議案第36号は、鞍手町社会福祉法人に対する助成に関する条例であります。本議案は、社会福祉法人に対し助成を行う場合の手続に関し、社会福祉法第58条第1項の規定に基づき必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

次に、日程第9議案第37号は、鞍手町国民健康保険条例の一部を改正する条例であります。本議案は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」により、被保険者証の新たな発行が廃止されたことから鞍手町国民健康保険条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第10議案第38号は、鞍手町立学校設置条例の一部を改正する条例であります。本議案は、統合小学校の建設に関し、剣南小学校の仮設校舎を別敷地に設置することに伴い、剣南小学校の位置に変更が生じることから、鞍手町立学校設置条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第11議案第39号は、鞍手町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例であります。本議案は、「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令」が施行され、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件が改正されたことに伴い、鞍手町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正するものであります。以上が、日程第7議案第35号から日程第11議案第39号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

## ○的野信之議長

本案に対する質疑は後日行います。日程第12、議案第40号から日程第14、議案第42号までの3件を一括して議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

## ○岡崎邦博町長

日程第12議案第40号から日程第14議案第42号までの3件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第12議案第40号は、令和7年度鞍手町一般会計補正予算第1号であります。本補正予算の主なものを申し上げますと、歳出では、2款総務費で、令和7年に「昭和100年」を迎えることを受け、本年4月に政府より「関連施策の推進について」の依頼があっており、同時に戦後80年も迎えることから、本町が今年度実施する町制施行70周年の記念行事と併せて「昭和100年、戦後80年」にちなんだ映画上映やトークショーを実施するための費用として、245万1千円を追加しております。

また、区長会事務費において、各自治会における屋外放送施設の新設及び既設施設の拡張、補修等に関する費用の一部補助について、補助金の申請件数が当初の見込みに達したことから、今後の新規申請に対応するため、屋外放送施設新設・補修費助成金として、15万円を追加しております。さらに、基幹システム管理費において、現在法務局と紙でのやり取りが行われている登記に係る税務通知について、電子データで受け取り、住民情報システムへ連携するため、システム改修等業務委託料として236万円を追加し、また、コンビニ交付システムについて、住民情報システムの標準化への移行に対応するため、システム構築等業務委託料として610万5千円を追加しております。次に、3款民生費では、定額減税補足給付金給付費（不足額給付）において、物価高騰による負担増を踏まえ令和6年度に所得税及び個人住民税の定額減税をしきれないと見込まれる方を対象とした調整給付を支給しましたが、本来給付すべき額との差額等を不足額給付金として給付するための関連費用として6,096万6千円を追加しております。また、議案第35号で上程しております基金設置条例に関し、令和6年度に子育て支援施策に役立ててほしいとの思いから寄附金をいただいたこともあり、こども・子育て支援の充実を図るために、寄附金などを財源として基金に積み立てて活用するため、児童福祉総務費で、こども子育て基金積立金として、100万円を追加しております。さらに、公立保育所及び認定こども園への給食の材料費高騰分に対する経費として、公立保育所費において、202万8千円を追加し、また、保育所等給食支援事業費において、358万8千円を追加しております。次に、6款農林水産業費では、水田農業DX（デジタルトランスフォーメーション）推進事業に係る県の補助事業について、採択される見込みがあることから、水田農業担い手機械導入支援事業から事業を組み換えたことにより、水田農業担い手機械導入支援事業費において、2,287万9千円を減額し、水田農業DX推進事業費において、2,287万9千円を追加しております。

次に、9款消防費では、消防施設管理事業費において、自治会等が維持・管理する火の見櫓などの消防施設が、老朽化により保守管理が困難となり、解体撤去費用に係る補助金の新規申請があったため、老朽消防施設等解体撤去費補助金として、19万8千円を追加しております。

次に、10款教育費では、小学校統合事業費において、基本設計が完了したことにより造成工事、解体工事及び仮設校舎工事について、今年度と令和8年度のスケジュール及び事業費を見直したことから、継続費の年割額を変更し工事費として、3億3,109万4千円を追加しております。

一方、歳入では、歳出予算の補正に関連して、15款 国庫支出金や16款県支出金で所要の補正を行っております。次に、17款財産収入では、議案第44号で上程しております財産の処分に関し土地売却収入として、1億474万9千円を追加しております。

次に、22款町債では、橋梁長寿命化事業、西川改修工事附帯事業及び小学校統合整備事業に関連した過疎対策事業債について所要の補正を行っております。そして、これらの要因により生じた財源不足額4,597万9千円を財政調整基金から繰り入れることにより、歳入歳出予算を調製しております。その結果、歳入歳出それぞれ4億1,189万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ106億3,424万8千円としております。

次に、日程第13議案第41号は、令和7年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号であります。本補正予算は、子ども・子育て支援金制度の円滑な施行に向けたシステム改修に係る

もので、歳入では、国庫支出金の子ども・子育て支援事業費補助金の追加、歳出では、総務費のシステム改修等業務委託料を追加し、歳入歳出それぞれ660万円を追加して、予算総額を、歳入歳出それぞれ19億6,799万1千円としております。

次に、日程第14議案第42号は、令和7年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号であります。本補正予算は、子ども・子育て支援金制度の円滑な施行に向けたシステム改修に係るもので、歳入では、国庫支出金の子ども・子育て支援事業費補助金の追加、歳出では、総務費のシステム改修等業務委託料を追加し、歳入歳出それぞれ209万円を追加して、予算総額を、歳入歳出それぞれ3億7,191万4千円としております。以上が、日程第12議案第40号から日程第14議案第42号までの提案説明であります。ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

#### ○的野信之議長

本案に対する質疑は後日行います。次に日程第15、議案第43号及び日程第16、議案第44号の2件を一括して議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

#### ○岡崎邦博町長

日程第15議案第43号及び日程第16議案第44号の2件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。日程第15議案第43号は、財産の取得であります。本議案は、鞍手町消防団第4分団消防ポンプ自動車を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により町議会の議決を求めるものであります。なお、別紙で消防ポンプ自動車の外観例及び主な仕様を、次に、参考資料として装備品及び付属品の一覧を添付しておりますので、ご参照ください。また、提案にあたりましては、去る5月20日に、6事業者指名による競争入札を実施し、5月26日付で仮契約を締結しておりますことを申し添えます。

次に、日程第16議案第44号は、財産の処分であります。本議案は、鞍手インターチェンジ周辺開発区域内の土地を処分するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により町議会の議決を求めるものであります。なお、別紙で処分財産明細書を、次に、参考資料として鞍手インターチェンジ周辺開発の事業概要等についての資料を添付しておりますので、ご参照ください。また、提案にあたりましては、町有財産審議会による審議を経て、5月16日付で仮契約を締結しておりますことを申し添えます。以上が、日程第15議案第43号及び日程第16議案第44号の提案説明であります。ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

#### ○的野信之議長

本案に対する質疑は後日行います。この際、休会についてお諮りします。明日5日から8日までの4日間を休会にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日5日から8日までの4日間を休会とすることに決定しました。以上をもって本日の日程は全部終了しました。本日はこれをもって散会します。

—— 閉会 10時23分 ——

~~~~~○~~~~~